

基幹統計調査に係る立入検査等の実施について

平成29年11月2日

総務省政策統括官（統計基準担当）



総務省

統計調査に対する報告者の公平感の確保等の観点から、基幹統計調査の実施に際し、報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等の積極的な実施について指摘されている。

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抄）

4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

(1) 報告者負担の軽減

③ 統計調査に対する報告者の公平感の確保等

統計調査に対して協力する報告者の公平感を確保するとともに、統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等からの報告がなかなか得られない場合の対応として、総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。

- ・立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など）
- ・具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等）

1.立入検査等について

統計法第15条では、基幹統計調査（※）の実施に際して、報告者が調査票を提出しないような場合に、その代わりに、関係する資料の提出を求めたり、必要な場所に立ち入って関係者に質問することで、統計を作成するために必要な情報を入手することができると規定している。

※ 立入検査等については、公権力の行使として、国民の権利義務関係に影響を与えるものであることから、総務大臣の事前承認事項の一つとしており（統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）第3条第2号）、立入検査等を行うことを想定していない基幹統計調査も存在する。

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（立入検査等）

第十五条 **行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるとき必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。**

- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2.立入検査等の状況

立入検査等を行うことを想定している基幹統計調査の数は、29となっているものの、過去1年間の状況をみると、立入検査等を行った実績はない。

基幹統計調査に係る立入検査等の実施状況等

	立入検査等を行うことを想定している調査	立入検査等の実施状況		立入検査等を行うことを想定していない調査	合計
		実績あり	実績なし (不明を含む)		
事業所等を対象とした調査	20	0	20	15	35
世帯等を対象とした調査	3	0	3	7	10
事業所等と世帯等の両方を対象とした調査	6	0	6	3	9
合計	29	0	29	25	54

※ 本資料は、基幹統計調査における立入検査等の実施状況等について、経常調査については平成28年度における1年間の状況を、周期調査については直近の調査時の状況を、関係省からの回答に基づき作成したものである。

3.統計法以外の法律に基づく立入検査等の実施例

立入検査等については、行政目的を達成する手段として、各行政機関において、必要に応じて適正に実施されている。

	統計法第15条に基づく立入検査等	厚生年金保険法第100条に基づく立入検査等	液化石油ガス法第83条に基づく立入検査等	水道法第39条に基づく立入検査等
目的	基幹統計調査の正確な報告を確保するため	被保険者の資格の有無の事実等を確認するため	液化石油ガス法の執行の適正化を図るため	水道事業、水道用水供給事業等の適正を確保するため
実施者	国の職員、地方公共団体の職員、統計調査員	年金事務所職員	国の職員、地方公共団体の職員	国の職員、地方公共団体の職員
実施対象	報告義務者（報告が得られない場合等）	厚生年金保険などの加入の届出を行っていない事業所等から選定	液化石油ガス販売事業者等から選定	水道事業者、水道用水供給事業者から選定
実施内容	関係資料の提出要求、立入検査	関係資料の提出要求、立入検査	立入検査、液化石油ガスの収去	報告の徴収、立入検査
実施要領等の有無	なし	あり	あり	あり
実施件数	0件※1 (H28年度)	57件※2 (H24年度)	21件※3 (H28年度)	48件※3 (H28年度)

※1 周期調査については、直近の調査の実績。

※2 立入検査の実施後に、職員の認定により加入手続が実施された事業所数。

※3 国の職員が実施した立入検査等の件数。

3.統計法以外の法律に基づく立入検査等の実施例（参照条文①）

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（立入検査等）

第百条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 （略）

第百二条 事業主が、正当な理由がなく次各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員（第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（抄）

（立入検査等）

第八十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

2～7 （略）

8 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9～12 （略）

13 第一項から第七項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～十二 （略）

十三 第八十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四、十五 （略）

3.統計法以外の法律に基づく立入検査等の実施例（参照条文②）

○水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第三十九条 厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2、3 （略）

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、二 （略）

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4.立入検査等を積極的に行っていくために検討すべき課題

- **立入検査等を積極的に行っていくべきと考えられる統計調査**
 - ・ 事業所・企業を対象とした統計調査（会計帳簿等の資料の提出により、正確な報告を確保することが可能であるため）
 - ・ 調査票の未提出について、結果の推定時における補正等が困難な統計調査
 - ・ 母集団情報として利用されるなど、他統計調査にも多大な影響を与える統計調査

- **立入検査等の対象となる客体の選定基準**
 - ・ 継続的に督促を行っているにも関わらず未報告であること
 - ・ 数次の調査にわたり継続的に未報告であること
 - ・ 組織的な対応として未報告であること 等

- **立入検査等に必要な検査手順や実施事項等**
 - ・ 対象への事前通知の有無や、立入検査等の承諾が得られなかった場合の対応
 - ・ 提出を求める資料の種類や、検査時における立会いの要否
 - ・ 提出のあった資料の取扱（返却方法、保管方法） 等

5. 今後の検討の方向性（案）

【平成30年度～平成32年度の対応】

- 当面の対応としては、前述の「立入検査等を積極的に行っていくべきと考えられる統計調査」の考え方を踏まえ、**平成33年経済センサス－活動調査を念頭に検討を進めることとしてはどうか。**
- 平成33年経済センサス－活動調査における立入検査等の検討に当たっては、総務省（統計局・政策統括官室）及び経済産業省が連携を図り、**統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考にしつつ、その実施に当たっての手順等の基本的な考え方を整理すべきではないか。**

【平成33年度以降の対応】

- 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年経済センサス－活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組が必要ではないか。